

公益社団法人日本コンクリート工学会
コンクリート技士・主任技士試験受験料、登録料
及び研修受講料等に関する内規

令和元年6月17日 制定
令和元年10月1日 施行
令和5年3月29日 改正
令和6年8月26日 改正

(目的)

第1条 コンクリート技士・同主任技士(以下「技士・主任技士」という。)試験の受験料、技士・主任技士の登録料及び技士・主任技士研修の受講料等の金額については、この内規の定めるところによる。

(申込種別)

第2条 次の各号を申し込む場合は、申込種別を会員及び一般に区分する。

- (1) 受験料
- (2) 登録料
- (3) 発行手数料
- (4) 研修受講料

2. 前項の会員とは、本学会の定款第5条第1項第1号及び第3号に定める会員の資格を有している者をいう。

3. 第1項の一般とは、前項で定める会員以外の者をいう。

(受験料)

第3条 受験料は、会員及び一般の区分に応じて、次のとおりとする。

- (1) コンクリート技士

会員	13,200 円 (消費税込、以下同じ。)
一般	14,740 円
- (2) コンクリート主任技士

会員	15,400 円
一般	16,940 円

(登録料)

第4条 登録料は、新規登録料、更新登録料及び再登録料に区分し、いずれも登録証の発行手数料を含む。

2. 新規登録料は、会員及び一般の区分に応じて、次のとおりとする。

会員	5,500 円
一般	6,160 円

3. 更新登録料及び再登録料は、会員及び一般ともに5,500 円とする。

4. 技士研修を受講し、その登録更新の時期に達していない者が、主任技士試験に合格し主任技士登録をする場合は、払込済みの技士登録料を主任技士登録料に充当する。

(発行手数料)

第5条 登録証及び登録者証（カード）の発行・再発行手数料は、会員及び一般ともに次のとおりとする。

(1) 登録証	1 通につき	1,320 円
(2) 登録者証（カード）	1 通につき	1,500 円
(3) 英文登録証明書	1 通につき	1,320 円

(研修受講料)

第6条 研修受講料は、会員及び一般ともに 8,800 円とする。

(所管と改廃)

第7条 この内規は、総務財務委員会が所管し、その改廃は理事会が決定する。

附 則

1. この内規は、昭和56年7月1日制定・令和元年6月17日廃止のコンクリート技士試験の受験料等に関する内規及び昭和60年3月27日制定・令和元年6月17日廃止のコンクリート技士及びコンクリート主任技士の登録料等に関する内規を踏襲のうえ、料金等を改正した。

2. この内規は、令和元年10月1日に消費税の引上げが施行された場合に効力を有し、令和元年10月1日から施行する。

3. 第3条（受験料）を改正し、令和5年4月1日から施行する。

4. 第2条（受験願書類）を削除し、新たに第2条（申込種別）を新設するとともに、第3条（受験料）及び第4条（登録料）を改正し、令和7年4月1日から施行する。